



西田成希税理士事務所

事務所だより 2月号

立春の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

何年かおきに、しかもこの時期に事務所だよりに登場する西田のダイエット(>_<)。お正月の食べ過ぎ、飲み過ぎ、またやってしまいました(分かっちゃいるけど(;_;))。

そんな時に妻が熊本の実家からズボンをもらってきました(買ったのではないそうです)。そのウエストなんと(?) 76 cm。こんなの高校1年生の時のサイズです。でも、せっかくなので履いてみました。ファスナーは何とか閉まるのですが、ボタンが…。弾けそうです(^_^;)。これは「正月の不摂生を反省して痩せろ」という神の思し召しに違いない!

若かりし頃は、『ビリー・ザ・ブートキャンプ』『コアリズム』『腹筋コロコロ』などやりましたが、流石にもうしんどいです。今回は、少し前に話題になった『ゼロトレ』をやることにしました(呼吸法とストレッチの組み合わせです)。寝る前に20分程でできるので、お手軽です(^_^)v。

初めてから2週間たっても結果が出ません(;_;)。それもそのはず、週5日お酒を飲んでました(>_<)。が、またまたそんな時に500円玉貯金を使った『減酒』の方法を教えてくださいました。飲んだら罰金で貯金するのではなく、飲まなかったら500円貯金するという方法です。「お酒を飲む回数が減る、体重が減る、さらに、お金が貯まる、楽しいですよ!!」とのこと。お酒を飲むのは週2日と決めて、早速やってみました。ここで妻が一言「週2日以外で飲んだら、500円、私に小遣いでちょうだい」。「分かった」と私。

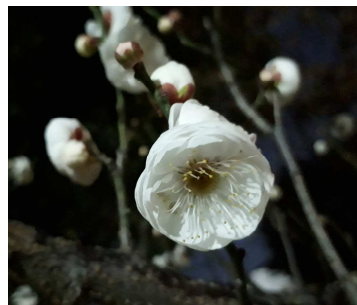
でも、これが大きな間違いでした。飲まなかったら500円貯金できますが、飲んだら飲んで500円なくなる。結局、財布の中から500円出ていくんです。これで貯めたお金で家族で外食でもしようものなら…。なんか悔しいのは気のせいでしょうか…(^_^;)。ズボンが入るようになったら、元に戻してやる!



右の透明なビンが飲まなかったときの貯金用。飲んでしまうと左の缶へ500円が(T_T)



ん?それもなんかおかしい???
ということで、事務所だより2月号をお送りします。新型コロナウイルス、怖いですね。今日から外出時はマスク着用、帰宅時は手洗い・うがいです。皆様もお気を付けください。



☆ お知らせ (2020年2月の税務)

期 限	項 目
2月10日	▶ 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月2日	▶ 前年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 6月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	▶ 前年分贈与税の申告(2月3日から3月16日まで)
▶ 前年分所得税の確定申告(2月17日から3月16日まで)	
▶ 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)	

☆ お願い

いよいよ確定申告です。

売上・仕入・必要経費等まとめていただくとともに、「健康保険の通知」「保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「小規模企業共済掛金控除証明書」「給与所得の源泉徴収票」「年金の源泉徴収票」「医療費の領収書」「個人年金の支払い通知」など、とにかく**いったん見せてください!**

富裕層の申告漏れ 平均 1,436 万円

2018年7月からの1年間で「富裕層」に対して5,313件の所得税調査が実施され、1件当たり1,436万円の申告漏れ所得が発覚したことが、国税庁がこのほど公表した報告書で分かりました。富裕層以外への調査も含めた1件当たりの平均申告漏れ所得と比べると約400万円多い金額です。特に海外投資や海外取引をしていた者への調査で発覚した申告漏れは高額となっています。

国税当局は、有価証券・不動産などの資産の大口所有者や、経常的に所得が高額な個人を「富裕層」と位置づけて重点的に調査。2018年度の所得税の実地調査（特別・一般）5万130件の1割以上が富裕層をターゲットとしたものでした。

富裕層への調査で発覚した申告漏れ総額は763億円で過去最多。1件当たりの申告漏れ所得は1,436万円、追徴税額は383万円で、全体平均の申告漏れ1,045万円、追徴180万円と大きな差が出ています。

富裕層の中でも海外投資や海外取引をした者に限れば、1件当たりの申告漏れ所得は3,819万円、追徴税額は914万円にまで跳ね上がります。資産運用の国際化が進んでいることから、国税当局では富裕層の海外投資への監視を強化しているそうです。

☆ 自販機・老人ホームと軽減税率（役務の提供）

◆ 業界誌の記事

全国清涼飲料連合会の機関誌が財務省主税局との意見交換の記事を載せました。自動販売機を設置する場所の提供と電気代の負担だけ行い、飲料メーカー等が自動販売機を用意して商品の管理・補充も行って、販売数量に応じた金額を販売手数料として支払うようなケースでは、その販売手数料は飲食料品の譲渡にはならず、役務の提供の対価と考えられるので、軽減税率は適用されない、としています。

逆に、消費税軽減税率通達では、自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであるから、軽減税率の適用対象となる飲食料品の譲渡に該当することに留意する、と記しています。自販機の商品の大量仕入れに係る奨励金等であっても扱いは同じで、さらに、自動販売機の設置場所が酒屋や飲食店やガソリンスタンドなどの併設休憩所、福利厚生目的のオフィス内等であっても扱いは同じようです。

◆ 役務の提供のない飲食料品の販売とは

この差は「役務の提供がない」から来ています。持ち帰りのための容器、包装を施しての飲食料品の譲渡や、いわゆる出前も役務の提供（サービス）をしているわけではない、ということで飲食料品の譲渡に該当し、軽減税率の適用対象となります。そうするとケータリング（相手側が指定した場所において調理等の役務を伴う飲食料品の提供）や出張料理などは、役務提供を伴うので、軽減税率対象外になります。

◆ 役務提供があっても軽減税率

でも、役務提供があっても、政策的配慮を要する一定の基準を満たす有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅での食事提供は、軽減税率の対象とされます。一定の基準は、財務省告示で示されており、「施設の設置者等が同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の税抜対価の額が一食につき640円以下であり、その累計額が1,920円に達するまで」とされ、これを超える部分についてのみ軽減税率適用外となります。

学校給食、特養、老健、介護医療院、ケアハウス、デイサービス、認知症グループホーム等は、原則、非課税です。

☆ 親子上場の解消が相次ぐのはなぜ？

最近の株式市場では、親子上場を解消する企業が増えています。親子上場とは、親会社と子会社の両方が株式市場に上場していることです。たとえば、親会社の富士電機と子会社の富士通などが該当します。先日、東芝は東芝プラントシステムなどの親子上場を解消すると発表しました。ほかにも、製薬会社や飲料会社など、親子上場解消の発表が相次いでいます。

背景にあるのは、従来からある、親子上場に対する批判です。親子上場のデメリットは、親会社と子会社で経営方針が相反する状態になったとき、顕著にあらわれます。親会社が経営の決定権を持つので、子会社は従わなければなりません。ただ、親会社の決定が子会社の企業価値の最大化につながるとは限らず、最悪、子会社の関係者や株主などが不利益を被ることになります。

親子上場のデメリットに注目が集まったきっかけの一つが、アスクル（オフィス用品のネット通販）とヤフーの対立でした。ヤフーは会計上、アスクルを連結子会社としています。ヤフーはアスクルが運営する『L O H A C O（ロハコ・消費者向けネット通販サイト）』の事業譲渡を申し入れました。これが発端となり両社の関係は悪化。さらに、ヤフーはアスクルの社外取締役3人を解任することを決定します。社外取締役は独立性があり、中立の立場から企業をチェックする役割を担います。ヤフーが下した解任は、自社にとって都合の悪い人間を排除したようにもみえます。結果、ヤフーに批判が集まりました。

そもそも、親子上場は日本特有の制度といえます。欧米にも親子上場はありますが、欧米では数年後に子会社の株式を第三者に売却して、親子の関係を解消するのが一般的です。なぜ、日本では親子上場が多いのか。それは、上場企業であることがステータスになっている、ということがあります。「上場企業に勤めること」は従業員の意欲向上や採用といった点でプラスに働きます。日本の株式市場では、約290社（2019年12月20日時点）が親子上場を維持しています。そんな中で日立製作所のように2009年には20社以上あった上場子会社を3社まで減らした企業もあります。ほかにも、親子上場を解消する企業が増えています。親子上場への批判が高まる中、親子上場はデメリットの方が大きくなっているといえます。

西田成希税理士事務所
〒659-0053
兵庫県芦屋市松浜町6番14-2号
電話 090-7490-7396
FAX 0797-78-6488